



つむぎだより No.65

= 打ち上げ =

手続きの最繁忙期を終え、8月の初旬に事務所恒例の打ち上げを開催しました。

今年は、大阪城の天守閣前にある「ミライザ」のバーベキューでした。当日、ゲリラ豪雨の予報が出されたため、お店から確認の電話がありましたが、スタッフ全員が行く気満々だったので強行することに。お店に向かう途中で小雨が降ったものの、日頃の行いが良かったのか無事に雨も止み、夜景を楽しみながら、炭火で焼いたお肉をみんなで美味しくいただきました。

当社にはお酒を飲まないスタッフもありますが、ノンアルコールメニューも多く揃えられており、飲む人も飲まない人もそれぞれ楽しんでくれたようです。

(川東)



★2025年9月号

1、長時間労働が疑われる事業場への監督指導結果概要

長時間労働が疑われる事業場に対して令和6年度に労働基準監督署が実施した監督指導の結果と監督指導事例等が厚生労働省から公表されました。

この監督指導は、各情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間の過重労働による過労死等の労災請求が行われた事業場を対象として行われるものです。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行うとともに、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間とし、重点的な監督指導を行うとしています。以下、監督指導結果の概要をご参考ください。

◆監督指導結果の概要

1. 監督指導数

26,512の事業場に監督指導を実施した結果、21,495事業場(81.1%)で労働基準関係法令違反が認められた。

2. 主な違反内容(是正勧告書交付分)

①違法な時間外労働の実施:

11,230事業場(42.4%)

上記のうち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数は以下の通り。

月80時間超:5,464事業場(48.7%)

月100時間超:3,191事業場(28.4%)

月150時間超:653事業場(5.8%)

月200時間超:124事業場(1.1%)

②残業に対する賃金不払:

2,118事業場(8.0%)

③過重労働による健康障害防止措置が未実施:5,691事業場(21.5%)

3. 健康障害防止に関する主な指導 (指導票交付分)

①過重労働による健康障害防止措置が不十分なことによる改善指導:12,890事業場(48.6%)

②労働時間の把握が不適正なことによる改善指導:4,016事業場(15.1%)

【厚生労働省「長時間労働が疑われる事業場に対する令和6年度の監督指導結果を公表します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59983.html



=季節のコラム=

残暑がいつまでも続き、ハンディーファンを手放せないこの頃ですが、さっと扇子を開くのも粋なもの。

扇ぐ道具は、エジプトや中国で古くから団扇の形でありましたが、たためる扇子の形にしたのは日本人のようです。その原型は、薄い短冊状の木の札を繋いだ、お雛様が持っている檜扇(ひおうぎ)で、平安時代頃には使われていたようです。

その後細い骨の片側だけに紙を貼った蝙蝠扇(こうもりおうぎ)が、鎌倉時代ごろに大陸へ。北宋に伝わった扇は室町時代に扇骨の両面に紙を貼る唐扇(とうせん)として日本へ逆輸入されることで。現在の扇子の形になったとか。

「秋の扇」といえば、『使わなくなったもの』の意味ですが、今年はまだまだ出番があるようですね。(鹿島)

2、19歳以上23歳未満の被扶養者認定について

令和7年度税制改正において、特定扶養控除の要件の見直し、および特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、19歳以上23歳未満である健康保険法の被扶養者の認定対象者について、以下の内容の通達が公表されました。

◆施行日：令和7年10月1日

◆年間収入に係る認定要件について

認定対象者の年間収入に係る認定要件は「130万円未満」ですが、その方が19歳以上23歳未満である場合(配偶者を除く)にあつては「150万円未満」として取り扱うことになりました。なお、それ以外の認定要件以外の取扱いについては、昭和52年通知と同じとされています。改めて以下ご確認下さい。

※昭和52年通知の内容

1. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合

(1)認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上または一定の障害者は180万円未満)、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である

(2)(1)の条件に該当しない場合であっても、認定対象者の年間収入が130万円未満(60歳以上または一定の障害者は180万円未満)で、かつ、被保険者の年間収入を上まわっておらず、被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められる

2. 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が、130万円未満(60歳以上または一定の障害者は180万円未満)、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合

大学生等の子が扶養から外れないよう就業調整をしていることを受け、人手不足解消の観点から、認定にかかる年間収入の要件を緩和したものです。該当する被保険者がいる場合は、必ず押さえておきましょう。

【厚生労働省「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250724S0010.pdf>

3、今月のおすすめ本

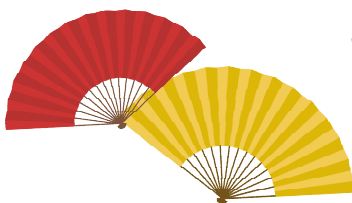
今月は「今日、誰のために生きる?」(著者; ひすいこうたろう×SHOGEN 出版: 廣済堂出版)をご紹介します。

この本の前半は、著者のショーゲンさんがアフリカのブッシュ村で経験したこと、後半は、ひすいこうたろうさんが、ショーゲンさんのお話をもとに「自分らしく生きる」ということに焦点を当てて書かれたものとなっています。

とても印象的だったのが、ブッシュ村では「自分を大切にする」ことが優先されていることです。私たちは、日々時間に追われた生活をしがちです。そして、自分を見失い、周りの人のためだけに動いているこ

ともしばしばあるのではないのでしょうか。

「自分自身を大切にすることができれば、周りの人にも優しくできる。たくさんの感謝を伝えることができる。」そのためには、自分にとってのゆとりの時間を大切にすること、つまり自分自身を見つめる時間を持つことが大切なんだということを教えてくれる一冊です。(川東)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00~18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

